

# メキシカナイゼーション

—— 所有と支配に関するケーススタディ ——

さくら  
桜 井 まさ  
雅 夫

はじめに

- I 発展途上国におけるナショナルイゼーションの現状
- II メキシカナイゼーションの法律と政策
- III メキシカナイゼーションの法律と政策の運用結果
- IV メキシカナイゼーションに伴う法律と政策上の問題点と対処策  
結びにかえて

はじめに

本稿は、近年発展途上国においてひん発する「ナショナルイゼーション」の問題を究明する目的で、「メキシカナイゼーション」を一つの典型的なケースとしてとりあげたものである(注1)。主要国における「ナショナルイゼーション」の比較分析の結果については、いずれ別の機会に報告することにする。

なお、本稿作成のために実態調査の機会を与えられた通商産業省産業政策局国際企業課、日本貿易振興会調査部、同メキシコ機械センターおよび在メキシコ日系企業の方がたに、心から感謝の意を表したい。

(注1) 執筆にあたって暫定的に作成した次の資料は、本稿よりも若干詳細な個所もある。桜井雅夫『メキシカナイゼーション』(経済協力調査室内資料 No. 49-6) アジア経済研究所 1975年 79ページ。

なお、国際合弁事業における所有と支配に関する包括的な問題の解明には、本稿の終わりに注記したUNIDOの合弁契約書作成マニュアルのほか、本号の森健『海外投資における「所有度」と「支配度」』から有益な示唆が与えられる。

## I 発展途上国におけるナショナルイゼーションの現状

### 1. 全般

本稿でいう「ナショナルイゼーション」は、強いといえば「国民化」である。使用する人によってこの用語の意味は異なるが、少なくとも従来の「国有化」を包摂する広い概念である。

「国有化」の定義はまた困難であり、国有化実施の主体が中央政府もしくは地方政府であるもの、または政府機関であるもの、特定産業部門一般にわたるものと個別企業を対象とするもの、全面的なものとの部分的なもの、補償を伴うものと無償のもの、経済目的のものと政治的・軍事的なもの、投資家・投資母国と投資受入れ国との紛争になるものとならないものなど、複雑多岐にわたる。したがって、その名称も「国有化」(nationalization)、から「収用」(expropriation)、「没収」(confiscation)、「徴発」(requisition)などに至るまで10種あまりあ

る。

最近使用される「国民化」(nationalization)とか「現地化」(indigenization)という用語は、少なくとも上記の国有化のほかに外国投資家の株式・持分等の出資分が受入れ国国民に移転される現象も含んでいる。さらにまた、「事業参加」(participation)と称して出資を除く他のエクイティまたは出資を含むエクイティに受入れ国政府が参加してくる現象を含むことが多い。

さらに、この「国民化」には、外国投資家に対する受入れ国政府の外資政策の変更、フェイド・アウト(fade-out、出資分の漸次移譲)<sup>(注1)</sup>、国産化強制、借入れ制限、内国民雇用強制、輸出強制、価格統制などが同時併行して適用されることが多い。

こうした措置を、たとえばメキシコ政府がとれば、それを「メキシカナイゼーション」(Mexicanization)と呼ぶし、ペルーがとれば、「ペルーピアナイゼーション」(Peruvianization)となるわけである。こうした広義の国民化から生ずる受入れ国政府と外国投資家との間の摩擦は、おそらくここ10年で数千件にのぼるものと思われる。

国連経済社会理事会も、74年9月に、『天然資源に対する恒久主権』(ドキュメントA/9716)<sup>(注2)</sup>のなかで、国連事務局が収集した限りの情報でこうした広義の国民化の調査結果を発表したが、これによると、1960年から74年中葉までに62カ国で875件の国民化が生じている。

今後は、従来の狭義の国有化は単発的に生ずるものの、大勢はこのような国民化、「しのびよる収用」(creeping expropriation)によって占められるものと予想される<sup>(注3)</sup>。

## 2. メキシコの場合

「メキシカナイゼーション」政策は、カルデナ

ス政権(1934~40年)の国有化政策の双生児として展開された<sup>(注4)</sup>。メキシカナイゼーションの本質は、1938年の石油業国有化や60年の電力業国有化とは異なったものである。40年以降、メキシコ政府は、「民族産業」を保護育成することを目的として外資規制をはかり、法律上「民族主義」的傾向を表わしてきたが、「民族産業」成長に伴って外資との協調関係が生まれ、外資規制は絶対的なものではなくなった。

たとえば、1944年7月の法令は、「国民による企業所有の原則」に関して規定し、外資の出資比率を50%とし、違反した場合には国有化する旨定めた。44年8月の法令では、メキシコ国籍を有する者が、外国人所有の企業を取得する場合には、その売買行為は所得税対象にならないことが規定され、メキシカナイゼーションが奨励された。

こうした一連の法令によるほか、個々の分野についての政策決定で、40年以降も「企業の、さらには広くはメキシコの産業・経済の支配権をメキシコ人のもとにおく政策」を追求してきたが、その基本線は40年以降まったく異なった方向を追求することになっていった。外資導入については、ミゲル・アレマン政権(1946~52年)が工業化を至上目的とすることによって合弁企業におけるメキシコ国民のマジョリティ参加の原則を緩和して工業化に必要な資本を獲得しようとしたし、1954年ごろから外貨事情が悪化すると外資誘致にも配慮せざるを得なくなった。

「新規・必需産業助成法」(1956年発効)<sup>(注5)</sup>は、このメキシカナイゼーション路線に沿ったものであり、その後、鉱業法などの産業別の法令はほとんどすべてメキシカナイゼーションに関する規定を織り込んでいる<sup>(注6)</sup>。

こうした背景のもとに、①「メキシコ人投資を

促進し、外国人投資の規整するための法律」(73年5月発効、以下「外資法」という)(注7)、②「技術移転ならびに特許および商標の使用および利用の登録に関する法律」(73年1月発効、以下「技術導入法」という)(注8)および③「産業の分散化および地域開発を促進するための恩典、助成および便宜を供与するための大統領命令」(72年7月発効、以下「産業分散化法」という)(注9)が制定され、メキシカナイゼーションに関する規定がすべての法令に織り込まれた。

現在のメキシカナイゼーション政策は、その法令が含んでいるようなドラスティックなものではなく、かなり控え目なものといわなければならない。したがって、「メキシカナイゼーション」は、外資を排除することを目的とするものではなく、あくまで均衡のとれた開発と経済的独立を強固なものとするうえで、外資とメキシコ資本の補完と調和をねらったものである(注10)。

(注1) 桜井雅夫「フェイド・アウト・フォーミュラーその経済と法の問題」(『海外投資事情』1971年12月20号)1—12ページ。

(注2) United Nations, *Permanent Sovereignty over Natural Resources; Report of the Secretary-General* (U. N. [Doc.] A/9716), New York, 1974. (『天然資源の永久的主権』に関する国連事務総長報告』アジア経済研究所 1975年 137—144ページ)

(注3) ナショナルリゼーションをめぐる最近の問題については、次の文献を参照。

桜井雅夫「増大する国際投資紛争(経済教室)」(『日本経済新聞』1974年10月7日)。

Sakurai, Masao, "Japanese Investments Abroad Are Entirely Unprotected," *The Japan Economic Journal*, 15, Oct. 1974, p. 3.

桜井雅夫「海外投資の法的保護」(『経済と外交』632号 1975年1月)29—36ページ。

桜井雅夫「わが国投資の摩擦と法的保護」(『国際商事法務』3巻1号 1975年1月)17—23ページ。

桜井雅夫「転機に立つ米国のラモ援助」(『国際問題』

180号 1975年3月)12—22ページ。

桜井雅夫「ニッポン企業の紛争解決の道を探る」(『日経ビジネス』131号 1975年3月17日)116—120ページ。

桜井雅夫「国際化を阻む“南”の外資規制」(『エコノミスト(臨時増刊)』1975年5月5日号)126—133ページ。

(注4) 「メキシコ化政策」(岡部広治編『メキシコ——経済と投資環境』アジア経済研究所 1969年)198—205ページ。なお、次の文献も参照。T・キング著、丸谷吉男訳『メキシコの工業化と貿易政策』アジア経済研究所 1974年 101—109ページ。

Sepúlveda, Bernardo, y Antonio Chumacero, *La Inversión Extranjera en México*, México, D. F., Fondo de Cultura Económica, 1973, 261 p.

(注5) 原タイトルは、Ley de Fomento de Industrias Nuevas y Necesarias. 邦訳は桜井雅夫『メキシカナイゼーション』64—75ページに収録。

(注6) これらの法令については、本稿Ⅱ節の(注4)～(注12)で説明しておいた。

(注7) 原タイトルは、Ley para Promover la Inversión Mexicana y Regular la Inversión Extranjera. 邦訳は、桜井雅夫『メキシカナイゼーション』58—61ページに収録。

(注8) 原タイトルは Ley sobre el Registro de la Transferencia de Tecnología y el Uso y Explotación de Patentes y Marcas. 邦訳は、桜井雅夫『メキシカナイゼーション』62—63ページに収録。メキシコにおける技術トランスファーに関しては、次の文献を参照。

Asociación Nacional de Abogados de Empresa, A. C., *Inversión Extranjera y Transferencia de Tecnología en México*, México, D. F., Editorial Tecnos, 1973, 392 p.

Brill, Jr., David H., "Transfer of Technology in Mexico," *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol. 4, No. 1 (Spr. 1974), pp. 51—61.

Barrett, Patrick J., "The Role of Patents in the Sale of Technology in México," *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 22, No. 2 (Spr. 1974), pp. 230—280.

(注9) 原タイトルは、Decreto Presidencial Que Señala los Estímulos, Ayudas y Facilidades para Propiciar las Descentralización Industrial y el Desa-

rrollo Regional. 邦訳は、桜井雅夫『メキシカナイゼーション』76—79ページ。解説は、桜井雅夫「メキシコの新産業助成法」(『国際商事法務』1巻10号 73年10月)43—45ページ。

(注10) メキシカナイゼーションの法制度の最近の発展については、次の文献を参照。Epstein, Edward C., “Introduction to Recent Developments in Mexican Law; Politics of Modern Nationalism,” *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol. 4, No. 1 (Spr. 1974), pp. 1—34.

## II メキシカナイゼーションの法律と政策

### 1. 出資比率

#### (1) 関係法規と政策

##### (イ) 一般

出資比率に関するメキシカナイゼーションは、従来から一部の法令の適用と行政指導によって実施されてきたが、その基本は1973年の外資法で成文化された(注1)。

##### (ロ) 投資審査上の制限(注2)

外資法は、既存の外資企業に対しては、当該企業が従来の事業を継続するかぎり、適及効を有さないが、政策運用の点では、同一趣旨の行政指導がありうるものと考えられる。

外資法発効後の投資に関する外資の出資制限は、次のとおりである(注3)。

#### a) 国家に留保される分野(外資法第4条)

次の分野においては、メキシコ国民であっても投資が認められない。

- 石油その他炭化水素物質；
- 基礎石油化学(注4)；
- 放射性鉱物の開発および原子力の発生；
- 関係法令に定める場合についての鉱業；
- 電力；
- 鉄道；
- 電話および無線電信による通信；

その他個々の法令に定める活動。

この分野では、憲法および取用法により、国益上やむをえない場合にかぎり、既存企業の国有化が行なわれることがある。その場合の補償は、原則として登記所または管財事務所の評価に基づいて行なわれる。この場合、外国系企業は、母国政府の保護に訴えてはならない旨の「カルボ原則」(Calvo doctrine)の適用がある(1926年5月31日付回章第294号および憲法第27条参照)(注5)。

b) メキシコ人に留保される分野、および外国人除外条項を定めるメキシコ法人に留保される分野(外資法第4条)

——ラジオおよびテレビジョン；

——市内、都市間および連邦道路における自動車運送；(注6)

——国内航空運送および国内海上運送；(注7)

——林業；(注8)

——ガスの配給；

——その他個々の法令または連邦政府当局が定める諸規則に定める活動。

c) 外資に関する出資制限(外資法第5条)

##### i) 鉱物の開発利用

通常の開発権の対象となる鉱物の開発・利用の場合……49%まで(注9)

鉱物資源開発のための特別開発権の場合……34%まで(注10)

ii) 石油化学工業第2次製品……40%まで(注11)

iii) 自動車部品の製造……40%まで

iv) 個々の法令または連邦政府当局が定める諸規則に定める活動……法令の規定が出資比率を定めているときは、その法律に従い、出資比率を定めていないときは、外国投資は会社資本の49%以内で参加が認められ、かついかなる場合にも経営支配権を掌握しないこと

(注12)。

なお、国家外国投資委員会 (Comisión Nacional de Inversiones Extranjeras) は、国民経済にとって有益であると認めるときは、上記比率の増減を定め、また特殊な場合には、外資が受けるべき条件を定めることができる。

d) 既存企業への出資制限 (外資法第8条)

既存企業の資本の25%を超える部分もしくは固定資産の49%を超える部分を取得する場合、またそれによって経営支配権が外資側に移転するようなときは、国家外国投資委員会の決定に基づく主務官庁の許可を要する。

e) 100%外資を認める場合 (外資法第5条および第12条I款ならびに輸出加工工業 <la industria maquiladora> に関する関税法第321条第3項のための施行細則第4条) (注13)

「国境地帯工業化計画」(1966年発足)に基づく国境地帯および海岸地帯における雇用の促進と産業開発効果の増大に寄与する産業の場合 (繊維を除く) には、100%外資が認められる。

また、メキシコ側に適当なパートナーがない場合に商工省に対して、一定期間内に株式をフェイアウトすることを約束したときは、一時的に100%外資も認められることがある。

(v) 恩典享受上の出資制限

a) 新規・必需産業助成法 (1955年) (注14)

この法律には、出資比率について明文規定はないが、通常外資比率は49%までの案件が税制上の恩典付与の対象となる。

b) 産業分散化法 (1972年) (注15)

この法律の第22条I項では、恩典は外資比率が49%までの案件に対して付与される、としている。

## 2. 経営組織

### (1) 外資法上の規制

外資法第5条は、外国側パートナーは、その出資比率を超えて経営構成に参加することはできない旨規定している。しかしながら、どの程度の経営参加が出資比率を超えているのかといった点については、具体的な規定がない。外資法発効前の1970年7月2日付外務省令も、メキシコ側出資比率は、経営を支配するのに十分な水準にまで高められるべきである、と定めていたが、具体的な指示はなされていなかった。

したがって、外国側パートナーとしては、どの程度まで合法的に経営の支配を確保することができるか、またどの程度で経営の支配の確保を抑えておくことが、摩擦回避にとってプラスになるのか、などの点が検討課題となる。

### (2) 会社法の規定

1934年7月28日付一般商事会社法 (以下「会社法」という) の規定上、外国投資家の経営参加が直接に制限されることはない。むしろ、その逆の結果になるような規定があるといっても過言ではない。以下、メキシカナイゼーションとかかわり合いを有する規定について説明することとしたい (注16)。

#### (i) 一般

会社法においては、株式会社 (Sociedad Anónima, 略して S. A.) の経営構成の決定には、かなりの柔軟性がある。まず、会社のあらゆる事項に対する権限を1人の「単一取締役」(administrador único) に与えることができる (会社法第142条)。また、2人以上の取締役を任命することもできるが、この場合には、取締役は取締役会 (consejo de administración) として機能する。ほとんどの大規模企業は、この取締役会によって経営されている。さらに総支配人 (gerente) および特別支配人を、日常

の営業のために任命することができる。

(ロ) 取締役の資格と責任

単一取締役または取締役が株主でなければならないということはない(会社法第142条)。

取締役選任の際には、正取締役および補欠取締役を選任することができ、正取締役が出席することができないときは、補欠取締役が出席することができる。なお、補欠取締役の国籍に制限はない。

(ハ) 少数株主の権利

取締役会が3人または4人の取締役で構成されているときは、少数株主が取締役を選任する権利は、定款で定められなければならない。ただし、株式の25%を代表する少数株主はだれでも、少なくとも1人の取締役を選任することができる(会社法第144条)。

(ニ) 取締役会

取締役会の開催には、取締役会構成員の少なくとも2分の1の出席を必要とする(会社法第143条第3項)。取締役会は、通常、メキシコ国内で開催されるが、国外で開催することもできる。取締役会の決議は、出席の過半数の賛成によってなされる。

(ホ) 総支配人および特別支配人

日常の営業上必要なときは、総支配人または特別支配人をおき、これに営業を委せることができる(会社法第146条)。支配人は株主総会、取締役会または単一取締役によって任命されるが、必ずしも株主であることを要しない。支配人の権限は、明示して付与されるが、その範囲で代表および執行の最大の権限を享受し、業務執行行為のために取締役または取締役会の特別の許可を要しない。したがって、この場合の総支配人は、通常完全な権限を有することになり、特別支配人は、特定の

営業に責任を有することになる。

(ヘ) 社長および副社長

上記のほかに、社長および副社長をおくことができるが、彼らは取締役であることを要しないし、株主であることも要しない。

(ト) 可変資本公司

会社法は、すべての形態の企業が、可変資本(capital variable)を採用することを認めている(会社法第216条、第217条)。したがって、株式会社が可変資本を採用したときは、会社の名称は「可変資本株式会社」(Sociedad Anónima de Capital Variable, 略して S. A. de C. V.)となる。可変資本とは、社員の新規出資または新社員の加入で資本が増加し、出資の一部または全部の撤回によって資本が減少するものである(会社法第213条)。通常の株式会社に比較して資本の増減を定款の変更なしに行なうことができ、時間と経費の節約が見込まれる。その反面、いかなる株主も自己の出資分をいつでも償還することができるため、その場合には当該会社の財務事情が急変することもあり、外部の取引者に影響を与えることがある。

(注1) 外資法発効前の法制度については、次の文献を参照。

Escobar, Rafael Martínez de, *A Guide to Business in Mexico*, Mexico, D. F., n. d., pp. 27—129.

Garza, Oscar Ramos, *México ante la Inversión Extranjera; Legislación, Política y Práctica*, Naulcalpan, Edo. de México, 1971, 1 v.

外資法発効以後の法制度については次の文献を参照。

Gonzalez-Baz, Aureliano, "A Survey of Mexican Laws Affecting Foreign Businessmen," *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol. 4, No. 1 (Spr. 1974), pp. 37—50.

Chavero, Yamazaki y Asociados, *How to Do Business in Mexico*, México, D. F., 1974, 107 p.

(注2) 外国投資のための審査手続については、次の資料を参照。

桜井雅夫『メキシコナイゼーション』13—16ページ。

(注3) 筆者が1970年10月に行なったメキシコ外務省担当官からのヒアリングでは、出資比率の算定にあたっては、無議決株も算入しているとのことであったが、74年11月に Chavero, Yamaki y Asociados でヒアリングを行なったときは、この点がはっきりしなかった。

(注4) メキシコ憲法(1917年)第27条第1款のための組織法(1926年1月)の施行規則(1926年3月)の第1章石油の部、石油化学の規定第2条において、「基礎産業原料として使用される製品であって、一次化学変化の結果得られる石油化学製品もしくは精製過程で得られる製品または二次もしくは石油の天然炭化水素を基に一次物理処理によって得られる石油製品の製造」は、國家事業とする旨が規定されていた。

(注5) カルボ原則については、次の文献を参照。桜井雅夫『国際投資法の研究』アジア経済研究所1968年 68—73ページ。

(注6) 外資法発効前の運送法は、連邦政府管轄の陸上輸送を例外として、この種の活動に対する外資の参加を禁止していなかったが、実際には、外務省は外資比率を49%までに制限してきた。

(注7) 外資法発効前の航空運送については、1950年2月21日付省間連合委員会規程第3条で最高49%までの外資の出資が認められていた。また運輸法も、国際空輸部門における外国系企業の存在を認めていた。海運については、上記規程第10条と運輸法で、これまで49%までの外資の出資が認められてきた。

(注8) 憲法第27条の組織法第27条第1項および第4項では、「株式会社の形態でなく、禁止区域外であることを条件として、外国人は、土地及び森林開発に従事することができ、最大限49%までの投資が認められる」となっていた。また、1960年林業法は、商業目的のための林産品開発は、メキシコ生れのメキシコ人またはメキシコ人で構成される会社に対してのみ認められる、としていた。

(注9) 憲法第27条のための組織法第14条、天然鉱石開発の部は、鉱業部門でのメキシコ企業に対して外国人は最大限49%の資本参加を可能としており、また1961年鉱業法も同様の規定を設けていた。

(注10) 憲法第27条のための組織法第76条は、国有鉱床開発については、メキシコ企業に開発権が与えられ、外資はこれに対して34%を限度として資本参加が認められる、としていた。

(注11) 憲法第27条のための組織法第4条は、メキシコ資本と国と共同で、先に示した処理(前出注4参照)に続く過程で出てくる化学製品の製造に対して、外資の40%までの参加を認めていた。

(注12) 外資法発効前の主な外資出資制限は、次のとおりである。

①養殖および漁業——漁業法によって、地域漁業協同組合の活動分野と競合しない魚貝類の養殖と漁業に対しては、49%までの資本参加が認められる。なお、政府の承認がある場合には、例外として、あわび、いせえび、かき、小えび、あさりなどの採集権が与えられる。

②海産物梱包会社——最大49%まで。

③食料品のかん詰および包装——最大49%まで。

④ゴム工業——省間連合委員会規程第12条により、ゴム工業(主としてタイヤ、チューブ)への投資は最大49%まで。ゴムの使用量が少ない製品は、これに含まれない。

⑤製造工業——1970年6月30日付大統領令により、製鉄、セメント、ガラス、肥料、セルローズ、アルミ工業に対しては、最大限49%となっている。また、香水、コスメティック、石けん、ローション、クリーム、ボマード、タルカン・パウダーなども、49%とされている。薬品もまた、1971年1月13日付公文書第1859号により、49%までとされている。

⑥清涼飲料水——メキシコ外務省と省間連合委員会の同意により、炭酸飲料水、または炭酸を含まない飲料水の製造、売買、配給さらには、それらの製造に必要なエキス、濃縮ジュース、糖蜜の製造、売買、配給に従事する企業への外資比率は、49%までとなっている。

⑦出版業——外務省の同意により、印刷会社、出版会社への外資比率は、最大49%となっている。

⑧映画産業——映画産業法により、映画製作、配給、上映、さらにテレビフィルム、ビデオテープの製作、配給、上映、およびそれに付随する活動に従事する会社への外資比率は、最大限49%である。

(注13) 国境地帯への投資の手法については、次の文献を参照。

“Mexico’s Border Industrial Program; Legal Guidelines for the Foreign Investor,” *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol. 4, No. 1 (Spr. 1974), pp. 89—109.

(注14) 本稿Iの(注5)参照。

(注15) 本稿Iの(注9)参照。

(注16) 会社法については、Escobar, *op. cit.* ほかを参照。

株式、株主および株主総会については、以下を参照。

### III メキシカナイゼーションの法律と 政策の運用結果

#### 1. 全 般

メキシコは、法の文言よりも具体的な事例に則して法規の解釈をする国であるといえる。

現行外資法の文言は、前節で説明したとおり、出資比率に関してはきわめて厳しく、外国投資家の投資意欲をそぐ結果となっている。しかしながら、現実には運用面でかなりの柔軟性がみられる。また、前節の各注に示したとおり、外資法発効前にも特別諸法と政策によって出資比率のメキシカナイゼーションは実施されていたはずであるにもかかわらず、結果的には政府が意図したところとは、かなりかけ離れたものとなっている。

たとえば、1970年末現在で、メキシコ銀行(Banco de México)に登録されている企業は1883社である(第1表)。そして、この表のうち、100%外資の企業は1020社で全体の54%を占めている。また、合弁会社のうち外資マジョリティの企業数は14%、外資マイノリティは31%となっている。メキシカナイゼーション政策が進んでいる鉱業部門は別として法令上の制限がない分野では、外資はその企業の絶対支配を意図している点が顕著である。この現象は、商業部門でとくに著しい。さらに重要なことは、第1に外資の浸透が企業規模を大きくするかたちで進んでいること、第2に法規制がこれまではっきりしていた分野でさえも、かなりの多くの企業がこの規制に従っていないということである。

る。

すなわち、メキシカナイゼーション政策にもかかわらず、メキシコにおいて事業活動を営む過半数の外国系企業が、総体的にみて外国人権益に属しているということになる。しかも、外資の全部または、一部を制限する法令が存在していた分野でさえも、そういうことがあるということである(注1)。

#### 2. 米欧系企業の場合

メキシコにおける外国系企業の約80%がアメリカ系企業であるので、先述の第1表の結果はいわ

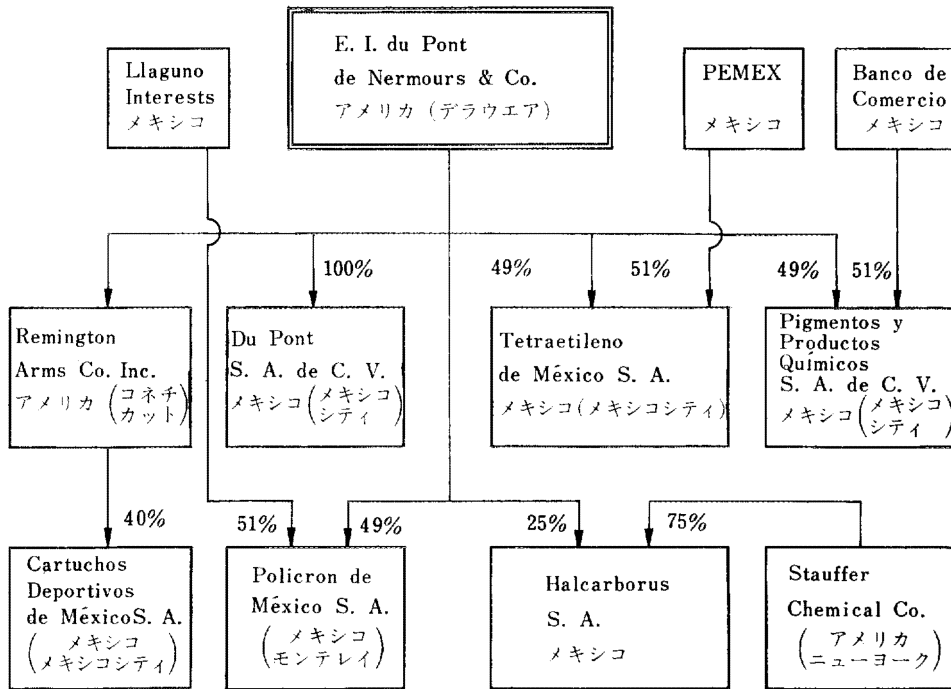
第1表 メキシコにおける外国系企業の出資比率

産 業 分 野	外 資 比 率					
	企業数	5~24%	25~50%	51~74%	75~99%	100%
合 計	1,883	76	516	160	111	1,020
I 農 牧 畜 業	14	—	—	3	1	10
II 鉱 業	118	6	77	2	2	31
III 石 油 業	14	—	8	—	—	6
IV 製 造 業	1,107	45	320	119	74	549
V 建 設	21	—	5	1	—	15
VI 電 力	1	—	—	—	—	1
VII ガ ス	5	—	3	1	1	—
VIII 卸・小 売	284	4	35	17	19	209
IX 銀行・金融業	41	2	10	1	1	27
X 保 険	19	5	5	3	—	6
XI 不 動 産 業	74	2	11	4	—	57
XII 航 空 業	19	1	3	—	—	15
XIII 運輸付帯サービス	16	—	3	3	1	9
XIV その他分類不能の輸送	2	—	1	—	—	1
XV 倉 庫	2	—	1	—	—	1
XVI 一 般 教 育	3	—	1	—	—	2
XVII 商業サービス	78	5	15	1	7	50
XVIII その他分類不能の一般向けサービス	6	—	—	2	—	4
XIX 映画の製造・配給・上映	12	—	5	1	2	4
XX 劇場・映画館を除く上演サービス	1	—	—	—	—	1
XXI レストラン・カフェ・バー	9	—	3	—	1	5
XXII その他飲食店・ホテル・旅館等	31	6	8	2	2	13
XXIII 写真スタジオ	1	—	1	—	—	—
XXIV その他分類不能の分野	5	—	1	—	—	4

(出所) Sepúlveda, *op. cit.* より作成。



第 1 図 デュポンの在メキシコ子会社への出資比率



(出所) Hoppenstedt, *Wirtschaftliche und finanzielle Verflechtungen in Schaubildern* および *Informations internationales* より作成。

ばアメリカ系企業のメキシコナイズーション政策に対する回答であるともいえる。このような結果を生ぜしめた原因は、米欧系企業の場合、投資の歴史が古いために、メキシコナイズーション政策や外資関係法令に対してもこれまで米欧系企業間でよく連絡をとり合っており、メキシコ政策の意図を読みとる努力をしてきたという点にあるといえる。したがって、メキシコナイズーションとはいっても実際にはあらゆるタイプの投資がメキシコでは可能であるということを、彼らは十分に知っているわけである。

(1) 好ましいとされるケース<sup>(注2)</sup>

(i) デュポン

メキシコ政府の担当官は、政府が希望している

投資の事例をよく引合いに出すが、その事例の幅はマイノリティ外資から100%外資までかなり広いものである。そのなかでも「デュポン」(E. I. du Pont de Nemours & Co.) は、よくとりあげられる例である(第1図)。

デュポンの在メキシコ子会社は、ほとんどがマイノリティ出資の子会社である。そのうち1社は上場されており、またメキシコ石油公社(PEMEX)との合弁の会社もある。前者の場合、株式公開に足るだけの利益が見込まれるまでは株式を信託(fideicomiso)<sup>(注3)</sup>のかたちで保有させていたものである。デュポン側としては、一応現在のような出資比率方式で満足しているといわれる。

(ii) モンサント

「モンサント」(Monsanto Mexicana, S. A.) のケースも、メキシコ政府が好ましい事例としてよくあげている。モンサントは、1971年に自社の子会社に地場の成長会社「レシストル」(Resistol)と地場の金融機関「デサローヨ・エコノミコ」(Desarrollo Económico)を吸収合併させた。その後、当社の業況は、パートナー同士が満足するに足るものとなり、現在はさらに拡張計画をもち、「セラニーズ・メヒカーナ」(Celanese Mexicana, S. A., アメリカのセラニーズが40%出資)と出資比率50対50の合弁会社も設立している。

#### (ハ) フォルクスワーゲン

「フォルクスワーゲン」(Volkswagen de México, S. A. de C. V.)も好例として政府担当官がよく引合いに出してくる。当社は100%支配であるが、メキシコ政府が反対しない理由は、第1に当社が中国向けを含む輸出戦略を精力的に展開していること、第2の当社のモデルの一つである「サファリ」(Safari)の世界における製造拠点としてメキシコを選定したことである(タクシーにも採用)。

#### (ニ) コダック

「コダック」(Kodak Mexicana Ltda.)も、100%支配であるが、メキシコが求める型の投資として歓迎されている。その理由は、当社の製品が価格面で競争力があり、しかも技術的にすぐれた製品を生みだし、生産の50%を海外で販売しているからである。

#### (ホ) ベンディックス(自動車部品)

ベンディックス(Bendix de México, S. A.)もまた出資の好例として当局がとりあげている。当社は、サン・ルイス・ポトシーに自転車のブレーキを製造する子会社をもっているが、国内の低開発地域に立地したことや、多くの雇用機会を創出したことのほか、生産の100%を輸出していること、

さらに原材料の大半をメキシコで調達していることなどで好感がもたれたものである。

## (2) 摩擦を生じたケース

一方、出資比率問題で当局と摩擦を起こしたアメリカ系企業もいくつかある。「イートン」(Eaton)「ベンディックス」(自動車部品)、「ユニオン・カーバイド」(Union Carbide)、「コパーズ」(Koppers, 石油化学)、「パン・アメリカン・サルファー」(Pan American Sulphur, 硫黄)、「ガルフ・リソースズ・アンド・ケミカル」(Gulf Resources and Chemical, 硫黄)などがそれである。逆に、ユーゴ系の「エネルギーゴインベスト」(Energoinvest, 電器)のように自発的に自らを少数株主にして成功したところもある。以下、主なケースをとりあげてみることにする。

#### (イ) イートン

「イートン・マヌファクトゥレーラ」(Eaton Manufacturera)は、1965年に設立されたが、自動車国産化計画に即して60%国産化率も充足してトラックのアクセルを製造し、新規必需産業助成法の恩典も享受すべく、49%の出資として、51%をメキシコ側に譲渡した。66年はじめに、国産化率の点では問題がないにもかかわらず、出資比率についてメキシコ当局との間で摩擦が生じた。まず当局が主張したのは、51%のメキシコ側株式が実際にメキシコ人に譲渡されているのかどうかという点である。事実、当社はこの株式がメキシコ人の所有であるということを立証することができなかった。

イートンの場合、51%のメキシコ側出資のうちの一部は、「インミグラード」(inmigrado, メキシコに永住している外国人)によって保有されていたことは確かである。メキシコで公開される株式のかなりの部分は、このインミグラードの手に入

るといわれている。イートン側にも言い分はあったようであるが、結局はアンダーライターの「バンコ・ナシオナル」(Banco Nacional) に委せることになった。バンコ・ナシオナルとしては、元来、資本市場の大半がこのインミグランドを買い主として成り立っているため、彼らによる株式所有にまつわる問題を解決するのは大きなカケであった。したがって、株式引受けを広く分散させることは、至難のわざであり、アンダーライターは窮地に追い込まれた。もし、インミグランドがメキシカナイゼーション政策の上で、非メキシコ人であると宣言されたときは、アンダーライターとしては、外国系企業に株式を上場するよう説得することは、不可能となるからである。イートンは、メキシコ政府と長い話し合いを重ねたのち、ついにインミグランドをメキシコ人として認めさせることになった。

#### (ロ) ベンディックス(自動車部品)

ベンディックスの場合は、やや異なっているが、既存企業に対して新しい状況のもとで政策を適応させた点では同じである。当社に対してメキシカナイゼーション政策の圧力がかかったのは、1965年以降であり、自動車部品工業のメキシカナイゼーション政策が展開された時期と一致している。当社がメキシコに進出したのは、1959年であり、当初は現地のエアブレーキ・メーカーである「ディセナドール・イ・コンストラクトール」(Disenadores y Constructores) への技術援助というかたちをとっていた。その後、ベンディックスとその子会社である「ベンディックス・ウエスチングハウス」(Bendix-Westinghouse) とが、ディセナドール・イ・コンストラクトール株式を漸次取得していき、60年には51%、62年には91%、そして65年には98%に達し、ベンディックスは、

バスとトラックのエアブレーキ生産の完全操業に拡大していった。この間に社名も「フレノメックス」(Frenomex) と変更された。

当社の場合、自動車メーカーに個別割当てで輸入するブレーキを除けば、メキシコ唯一のブレーキ・メーカーであり、メキシコ側から株式参加の要請があることは理解できる。しかし、その要請があったときは、当初がようやく利益が生じはじめた直後であり、メキシコの株式投資家にとっては、まったく魅力のない時期に一致している。

最初に放出すべき株式は51%であった(実際には、2%が元のメキシコ側パートナーの手にあったので、49%)。しかし、政府はこの場合の代償を考えてくれなかったため、当社はそのまま所有していた。一方、メキシコ政府は、新規の自動車部品部門への投資には、60%のメキシコ側出資とし、既存の51%メキシコ側出資のケース(例: イートン)に対してさえも、これを適用することになった。ベンディックスの場合には、メキシコ当局は、60%メキシコ側出資を適用するが、これに従った場合には若干の税制上の恩典と通関上の便宜を供与すると通知してきた。

そこで、当社は忠実なるメキシカナイゼーション済み企業として恩典を享受すべく、フレノメックスの引受け済み資本100万ドルの58%について、「バンコ・デ・コメルシオ」(Banco de Comercio) との間で信託取決め<sup>(註4)</sup>を行なった。当社は、69年12月までに株式を公開することを約束させられていたが、株式市場が未発達なため、引受け手が十分に見つからず、結局は当社が従来の出資比率を維持延長することに成功したのである。

#### (ハ) ユニオン・カーバイド

「ユニオン・カーバイド(Union Carbide Mexicana, S. A.) は、長年にわたってポリスチレン・

プラントとして操業してきたもので、やや異なったタイプのケースである。1959年の石油関係法規によって、ポリスチレンはメキシコ側60%出資の企業のみ認められる産品となった。しかし、主要な既存外資系企業は、資格審査を免れるため「祖父条項」(grandfather clause)<sup>(注5)</sup>を適用させ、従来の出資比率を維持した。この中には、100%出資の「モンサント」(Monsanto Mexicana, S. A.)と「バディッシュ・アニリン」(Badische Anilin & Soda-Fabrik AG, BASF) 60%出資のユニオン・カーバイドの子会社が入っていた。その後、新規投資を行ってきたのは、69年に「シンクレア・コパー」(Sinclair Kopper) が40%出資した「プロドゥクトス・デ・エスティレーノ」(Productos de Estireno, S. A., 略してプロデーサ<Prodesa>) だけである。

1969年までは、この業種ではどの企業もメキシコナイゼーションの圧力をかけられなかった。ユニオン・カーバイドもすでに完全操業中であったが、プラントを拡張したり変更したりするにはメキシコ政府の承認が必要であり、そのためには当然に出資の20%をメキシコ側に譲渡するように圧力がかかることは必至であった。

当社のなかでは、ポリスチレン部門は小さいので、株式の譲渡による得失を熟慮し、この部門を上記プロデーサに売却することを決定した。当社とプロデーサとの間の取決めでは、当社はペークライトのような主要産品は、引き続きその生産ラインで生産し、またプロデーサは、ユニオン・カーバイドのレーベルと技術をそのまま使用してポリスチレンを生産することになった。そして、ユニオン・カーバイドは、モンテレイ市のプロデーサで生産されるポリスチレンの市場は確保し、プロデーサはティサパン(メキシコシティに近い)の

プラントで生産されるポリスチレンを引き続き生産し販売することになった。ユニオン・カーバイドは、モンテレイ市のプラントの管理をプロデーサに委せたことから、出資比率に関するメキシコ政府の圧力はなくなり、他の部門の拡張に全力を注ぐことができるようになったわけである。

### 3. 日系企業の場合

#### (1) 出資比率

##### (イ) 全般

日系企業は、さまざまな投資動機を有するが、半数以上の企業は何らかの形で合弁方式をとっている<sup>(注6)</sup>。

1973年3月現在の海外投資実績(日本銀行許可ベース)でみると、メキシコ向けわが国海外投資のうち、わが国外国為替管理法上の証券取得に属する企業の出資比率は、第2表のとおりである<sup>(注7)</sup>。

第1表は、外資法発効前の企業の結果なので、出資比率の決定は、II節に記した特別諸法とメキシコ当局の行政指導によっていたものであるが、

第2表 メキシコ向けわが国企業の出資比率  
(1973年3月現在)

産 業 分 野	わが国企業の出資比率					
	企業 数	5~ 24%	25~ 50%	51~ 74%	75~ 99%	100%
合 計	42(7)	2(1)	21(4)	3(2)	2	14
I 漁 水 産 業	1(1)	—	1(1)	—	—	—
II 鋳 業	1(1)	—	1(1)	—	—	—
III 製 造 業	25(4)	2(1)	15(2)	1(1)	2	5
食 品 工 業	1	—	—	—	—	1
織 維 工 業	1(1)	1(1)	—	—	—	—
化 学 工 業	4	—	3	—	—	1
機 械 工 業	1	1	—	—	—	—
鉄 工 業	6(1)	—	4	1(1)	1	—
機 械 工 業	5	—	3	—	—	2
電 機 工 業	3(1)	—	1(1)	—	1	1
輸 送 機 械 工 業	4(1)	—	4(1)	—	—	—
IV 金 融・保 険 業	1(1)	—	—	1(1)	—	—
V 商 業	12	—	4	1	—	7
VI そ の 他	2	—	—	—	—	2

(出所) 日銀資料より作成。

(注) ( )内は、投資を処分した件数。

わが国企業の場合は、マイノリティ所有が過半数を占めており、出資比率のメキシカナイゼーションに対する態度は、一応妥当であるといえることができる(注8)。

(四) 若干のケース(注9)

外資法発効後に進出したA社(機械)の場合には、政府が当初の許可条件としてメキシコ側の60%を要求してきた。製造品目は出資制限品目ではなかったが、相手パートナーが「産業分散化法」の第Ⅲ地域に在り、恩典享受のためには同法により日本側が94%までの出資という制約があった。結局、A社は熟慮のうえ、日本側40%、メキシコ側は政府機関40%、政府系メーカー20%ということで結着をみたが、これは外資法上の出資比率規定よりもきびしいものとなったわけである。

E社(機械)の場合は、かつて日本のメーカー他社と技術提携をしていた会社を買収したものである。最初は、日本側が49%を買収したところ、メキシコ側パートナーが残りの51%も売渡しを言ってきたので、これも買収し、合わせて100%のうちの50%を銀行への信託株とした(注10)。E社の場合は、外資法発効直前に合弁契約書を締結したものであり、発効後であれば、外資法第8条により25%買収でも政府の事前許可が必要であったはずである。

J社(電機)の場合も、当初49%出資であったが、その後メキシコ側パートナー(複数)分51%を買収し、これを同じく銀行への信託とした(注11)。J社の場合は、外資法発効後である。

M社(製造業—その他)の場合は、生産品目がいずれの制限業種にも該当しないため、出資制限を受けていない。増資後、M社における日本側の出資は94.5%となっている。しかし、組立て用の資材輸入について許可制がとられており、また最近、

伸長の著しい新製品についても将来輸入制限が実施される可能性があるところから、長期的観点からすれば、合弁形態を維持して現地側出資比率を高めることが望ましいとの判断が社内で行なわれているようである。

第2表から明らかなことは、これまでのところ日本側がマイノリティ出資のプロジェクトで株式を処分して引き揚げたものが多いことである。諸々の理由が考えられるが、日本側所有分が異業種(とくに製造業と商業)複数による所有である場合に、とくに問題が起こるようである。

(2) 経営組織

この分野には、企業秘密に属することが多く、実体の把握は十分に行なうことができない。ここでは、一応筆者がメキシコで行なったヒアリングとアンケート調査で明らかになったごく一部のデータをもとにして説明しておく(注12)。

(イ) 官民合弁のケース—A, B社

A社(機械)は、取締役7人のうち、日本国籍の取締役は3人であるが(出資は日本側40%)、定款によって取締役会の決議は、6人の取締役の賛成を必要としている。

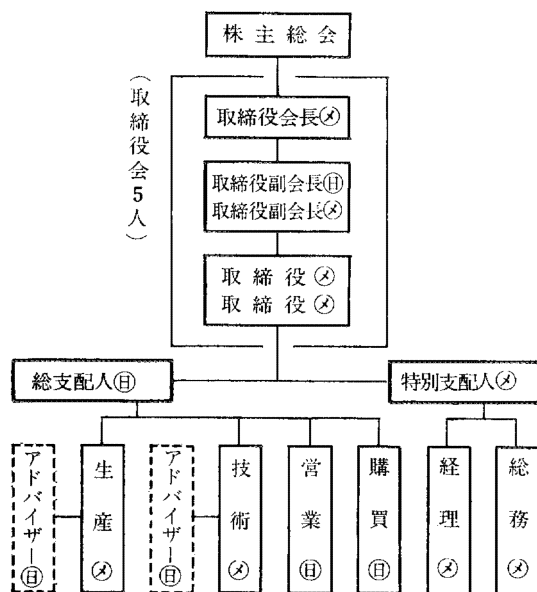
なお、A社は、パートナーとの意思の疎通をはかるため「執行委員会」を設け、この決定を取締役にあげていく方法をとっている。

(ロ) 100%外資のケース—C, D, E社

メキシコ側との問題はありえないが、C社(機械)では役員任免、増減資、資金調達、決算、製品の種類、輸出品目と市場の決定について株主としての日本本社の事前承認をとっている。

E社(機械)は、信託株(注13)の関係で、株主総会とはべつに「特別委員会」を設け、信託者と受託者の意思の疎通をはかっている。信託分を除けば、50%出資で日本国籍取締役の員数も8人中4

第2図 K社(機械)の経営組織



(注) ⊗はメキシコ国籍。Ⓜは日本国籍。総支配人は副会長が兼務、特別支配人は非株主。

人となっており、決議に際して賛否同数の場合は、取締役社長が票決権を有している。この取締役社長に日系メキシコ人を就けている。

E社はまた、かつての所有者がポーランド系ユダヤ人(メキシコ国籍)であったが、引継ぎにあたっては、このユダヤ人をパートナーに選ばなかった。

D社(商業)は、正確に言えば、日本本社96%、日本からのアメリカ子会社・カナダ子会社・ベネズエラ子会社・コロンビア子会社各1%としてあり、諸々の意図をもたせている。また、取締役会の決議は、全員出席で過半数の賛成を要している。

(イ) マジョリティ外資のケース——F, G社

F社(輸送機)も、C社同様の方法で日本本社と連絡をとっている。

G社(機械)の場合の強味は、パートナー選定の妙である。すなわち、株主であるパートナーが全く地場企業でアメリカ製品の販売総代理店として営業していたことである。したがって、G社の製品は、既存のアメリカ製品販売網をそのまま引き継ぐことになったわけである。

(ニ) 50%外資のケース——H社

このケースの経営がもっともむずかしく、H社(電機)の場合も現状では必ずしも経営がスムーズに行なわれているとは思えない。

出資比率に合わせて取締役も50%で各8人であるが、取締役会長と専務取締役をメキシコ側がとり、日本側が総支配人をとっているが、やはり経営組織のバランスがよいとはいえない。また、小規模のH社に16人の取締役が必要であるのかどうか問題なしとしない。

(ホ) マイノリティ外資のケース——J, K, L社

J社(電機)は、信託株(注14)分を加えると、実

際には100%支配であり、日本本社との関係はC社と同じである。ただし、取締役会長のポストをメキシコ人に与えているのは興味深い。

K社(機械)とJ社の共通点は、取締役会長をメキシコ人としているものの、総支配人を日本側がおさえていることである。ただ、K社の取締役会の構成が出資比率と無関係で、メキシコ側が5人中4人を占めているのが、興味深い(第2図。)

L社(化学)もきわめて類似しており、総支配人はメキシコ人であるが、これには日本人アドバイザーをつけている。

(注1) Sepúlveda, *op. cit.*, pp. 61—62.

(注2) 本項は、主として次の資料に基づいている。Business International Corp., *Nationalism in Latin America; the Challenge and Corporate Response*, New York, 1970; —, *Mexico; Operating for Profit in a Challenging Market*, New York, 1971; Werrett, Rosemary, "Mexico, Drawing the Reins

on Foreign Investment,” *Columbia Journal of World Business*, Vol. 9, No. 1 (Spr. 1974), pp. 88—97; “Pennwalt Fits New Investment to Mexico’s Rules,” *Business Latin America*, 27 Feb., 1974; “Mexicanization; What Joy’s Strategy Is,” *Business Latin America*, 21 Nov., 1973.

(注3) 信託株制度については、本稿IV, 1(3)参照。

(注4) 同上。

(注5) その時点での法制度上欠格要件となることであっても、あるケースに限ってはこれを欠格要件としないというもの。

(注6) 数年前の調査結果については、岡部広治・淵村和次「日系企業」(岡部広治編 前掲書) 337—375ページ。

(注7) 1974年3月現在、メキシコ向け証券取得件数は、58件である。

(注8) 第1表もあわせ参照。

(注9) A～M社という呼称は後出IV, 2(2)の呼称に一致している。

(注10) 本稿IV, 1(3)参照。

(注11) 本稿IV, 1(3)参照。

(注12) データは、ほとんどが74年11月現在のものである。

(注13) 本稿IV, 1(3)参照。

(注14) 本稿IV, 1(3)参照。

## IV メキシカナイゼーションに伴う

### 法律と政策上の問題点と対処策

#### 1. 出資比率

##### (1) 会社法の規定

##### (i) 株式の発行

会社法上、株式会社にあつては、Aシリーズ、Bシリーズの複数の株式を発行することを認めている。Aシリーズ株は、メキシコ人かインミグラー<sup>(注1)</sup>のみが所有可能であり、譲渡は禁止される。Bシリーズ株は、外国人かまたはメキシコ人もしくはインミグラーによる所有が可能である。

したがって、たとえば日本側がマイノリティ出資であれば、Aシリーズ株51%、Bシリーズ株49%比率でAをメキシコ側、Bを日本側とするものの、一方で定款をもって、総会の決議方法に工夫を加えておくことができる。この場合、総会の定足数は、A、Bそれぞれの過半数の出席とし、決議方法は、Aの過半数とBの過半数の双方の賛成を必要としておく。これが、A側の一方的な決議に対する抑止措置となる。

##### (ii) 少数株主の保護

会社法上、資本の少なくとも33%以上の株主があれば、株主総会招集を請求することができる(第184条)。したがって、マイノリティ出資であっても、何らかの主張を会社の機関で行なう機会を確保することができる。

##### (iii) 株主総会

定款に定めのないかぎり、普通決議は引受け済み資本の過半数の出席で、出席の過半数の賛成が必要であり(会社法第189条)、特別決議は、同資本の4分の3の出席で、資本の過半数の賛成が必要である(会社法第190条、第191条)。マイノリティ出資の場合には、定款で十分の配慮が必要である。

なお、株主の代理出席に規制はない。

##### (2) 名義株制度

「名義株制度」(プレスタノンブレ<Prestanombre>)は、これまで一般的であった。この場合には、実質的に外資側がマジョリティを所有していても、表面的にはメキシコ人株主がマジョリティを所有していることになり、実質上の「所有」の支配を確保することができた。

しかし、今回の外資法第31条は、外資法の定める法人、自然人などが、メキシコ人に留保されている権利の処分や取得を正当な要件を満たさずに行なったときは、違法行為とされ、9年以下の懲役

または5万ペソ(約120万円)の罰金を科されることになった。したがって、これからは名義株主制度の利用は少なくとも法律上は厄介な問題を伴うことになるわけである。

これから名義株主の存在を避けるのであれば、出資制限を充足し、別途会社法上または経営契約などの規定で「経営」の支配を得ることを考える必要がある。

この場合にも、外資法第5条により、企業への外国側パートナーの経営参加は、その資本の参加比率を超えることはできないことになり、いかなる基準をもって出資比率を超える経営参加比率になるかの判断が、メキシコ政府の手に委ねられていることに留意しなければならない。

さらに、別の技術導入法によって、経営契約もメキシコ政府による審査の対象となることを銘記すべきである。

### (3) 信託株制度

「信託株制度」(フィデイコミーソ <Fideicomiso>)は、すぐにはメキシコ側パートナーを見出すことができないという場合であって、メキシカナイゼーションに合致させたいときには、きわめて興味あるものである。

この制度は、一般には、まず銀行が当該株式の議決権を取得し、他方、会社は、信託期間中、配当を受ける資格を有する旨の参加証書を保有するというかたちで取り決められる。信託期間が終了すると、受託者とそのブローカーは、議決権と配当参加権の双方を有する株式を売却することになる。

最近、2、3年、メキシコ資本市場では新株発行に対する応募が思わしくなく、当分の間信託株制度は存続しそうであり、今後ともこの方式は、メキシカナイゼーションを目的とする公開上場の

前の有効なステップになるものと思われる。

この方式は、メキシコ当局も一応満足しており、会社側としてもあまりに強力な地元パートナーと組まなくてもすむという利点を買っている。会社にとっては、強力な地元パートナーと組むことによって、メキシカナイゼーションを進めるというのは、最後の手段である。

メキシカナイゼーションを目的として信託を引き受けるメキシコの銀行側には一定の政策とか基本といったものはないし、また銀行間に大きな相違があるわけでもない。信託の取決めは、個々に違いますが、どのような条件にするかは、当該会社の株式が上場されたときの、その株のポテンシャル、会社の規模、株式の額、会社幹部のバーゲニング・パワーといったようなことで決まってくる。銀行の手数料は、信託額の0.5~1.0パーセントである。期間は通常は3年であるが、10年間という特別期間のものもある。

信託の取決めは、一見問題がないようにみえても、実際には多くの問題が生ずるわけで、すべての企業に取決めが通用するわけではない。たとえばアメリカのある資源開発会社の子会社は、最近信託の取決めを希望したが、メキシコ当局はこれを認めず、厄介なメキシコ人投資家と組まざるをえなくなった。従来は、当局は議決権株のメキシカナイゼーションのみにこだわっていたが、本件は天然資源の開発から生ずる配当にまで反対してきたわけである。

信託株制度に伴うもう一つの問題は、当該株式を公開したあとでも、その銀行がこれを購入したり幾らかを保有したりすることができるということである。これは、ごく一般に行なわれていることである。この場合、銀行は議決権株の所有が可能になり、会社としては従来の受託者としての銀



行をパートナーにしたいとなくとも、これを断わることは不可能になるわけである。しかし、一般的には銀行は議決権行使にあまり関心はもっていないようである(注2)。

#### (4) 出資金の調達

一般的に言えば、メキシカナイゼーションの要請にもかかわらず、メキシコ側には出資分に当てる資金さえ必ずしも十分ではない。したがって、これからは、外国投資家側でいわゆる「ローカル・キャピタル」(メキシコ側出資分)を調達して、メキシコ側パートナーを支援することも検討しなければならない。わが国との関係で言えば、中小企業の場合には、自己の出資分を「海外貿易開発協会」の資金で調達し、メキシコ側の出資分を「ナショナル・フィナンシエラ」(NAFINSA)からの貸付けで調達する、ということも考えられる。できれば、NAFINSAでの「日墨投資基金」とか海外貿易開発協会でのローカル・キャピタルの基金などの設置の案が検討されてもよい(注3)。

その際、前出の名義株、信託株の利用による所有の支配の問題も生ずると思われるので、十分に注意することが必要である。

#### (5) 株主の多国籍化

日本側の出資分がメキシカナイゼーションの対象となることによってメキシコ政府は、メキシコ政府パートナーとの摩擦が生ずることを回避する

方法としては、パートナーの多国籍化も検討に値する。

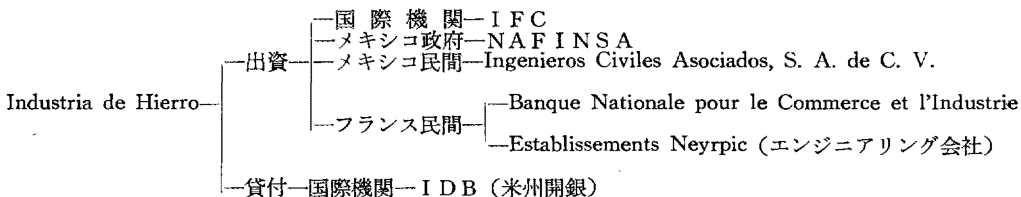
アメリカの「セラニーズ・メヒカーナ」(合繊)、フランス系の「インドゥストリア・デ・イエロ」(Industria de Hierro, 鉄鋼)、カナダ系の「プリストル・デ・メヒコ」(Bristol de México, 航空整備)などは、世銀グループの国際金融公社(IFC)の出資も仰いでいる。とくに「インドゥストリア・デ・イエロ」(在ケレータロ)は、第3図のようにきわめて国際的である。こうした出資の組合せは、メキシカナイゼーション上の摩擦回避の面でも、また将来在メキシコ日系企業が多国籍企業に成長するうえでも、参考になる。

### 2. 経営組織

#### (1) 法律上の問題

II節に記したとおり、メキシコの会社法上、外国投資家の経営支配を規制するものはほとんど見当たらない。したがって、外国側株主とメキシコ側株主との合意があれば、合弁契約書と定款の内容は、むしろメキシカナイゼーション政策と逆になる可能性もはらんでいる。とくに外国側がマイノリティ出資の場合に、所有の支配を失うかわり、経営の支配を得ることは、設立手続上も容易である(注4)。すなわち、このケースは、国家外国投資委員会による設立関係書類の審査がないわけである。

第3図 インドゥストリア・デ・イエロの資本構成



(出所) International Finance Corporation, *Annual Report*, 1963—64 および 65—66 より作成。

問題は、どの時点で外資法第5条にいう「出資比率を超えない経営参加比率」が判断されるのかということである。また、外資法第31条にいう名義株主を利用した反メキシコナイゼーション活動処罰の規定がどのように適用されるか、ということも問題である。これらの問題は、まさに個々の事例に対するメキシコ当局の判断をまつほかはない。

## (2) パートナーの選定

合弁の相手方いかんで事業成否の大半が決まることは、いうまでもない。メキシコでもそのことが当てはまる。ここではいくつかのタイプのパートナーについて記しておく。

### (イ) 地場企業を選ぶ場合

あまりに強力なパートナーを選んだときは、諸々の理由から外国投資家のイニシアティブが発揮しにくくなる。この場合は、できれば地場企業を選ばず、メキシコナイゼーション上のことであればむしろ信託株制度を利用した方が賢明であろう。日系G社の場合、パートナーとして地場企業を選んだが、これはむしろ、既存の販売ルートの確保に目的があったためであり、意図は達せられているようである。逆にH社は、諸々の点で問題をかかえてしまっている。

### (ロ) ユダヤ系メキシコ人を選ぶ場合

メキシコではこの種のパートナーは、金融感覚にすぐれているものの、企業育成にやや難点があり、あまり好ましくない。E社の場合は、かつての所有者がこのタイプであったが最終的には彼らと組まず、信託株制度を採用した。

### (ハ) 銀行を選ぶ場合

ユダヤ系メキシコ人と同じことがいえる。銀行はむしろ信託株制度の受託者として利用すべきものとする。

## (ニ) 政府を選ぶ場合

メリットは競合メーカーを駆逐したり、操業中の諸々の官庁事務手続をスムーズにするなどの点が考えられるが、デメリットとしては、企業経営能力の有無にかかわらず、役員が政府から派遣されてくることである。A社の場合はむしろ現状ではメリットの方が多いようである。

### (ホ) 日系人を選ぶ場合

日系人と組むことは、なれ合いの感があり、海外投資という評価を受けにくいので避けるべきだとの意見がある一方、たとえ5%でも日系人に出資させるべきだとの日系人側からの意見も他方にある。アメリカの「インミグラーズ」の出資をメキシコ人の出資をみたとすか否かでメキシコナイゼーション政策上論議のあるところであり、この問題には当局の誤解を招かないよう十分な配慮が必要である。N社(食品)は、このタイプであるが、今のところとくに当局からの指導はない。

(注1) 本稿Ⅲの2(2)(イ)参照。

(注2) *Business International Corp., Mexico*, p. 41.

(注3) この構想は、現在日本とメキシコの間で検討されているようである。

(注4) 審査手続については、次の資料を参照。桜井雅夫『メキシコナイゼーション』13—16ページ。

## 結びにかえて

本稿では、国民化の背景、国民化政策と法的な裏づけ、そしてこれに対処する外資系企業の所有と経営支配の実態をみてきた。

今後、出資制限を与件として認めたらうで経営支配を把握するために、外国系企業はどのような方策を考えるであろうか。現在、国連工業開発機関 (UNIDO) や国連貿易開発会議 (UNCTAD) で

は、外国系企業と受入れ国政府の双方にメリットのある新しいタイプの合弁契約、経営契約、技術契約などのあり方を検討中である(注1)。インド、フィリピンなどとならんで、メキシコにおける諸々の契約を詳細に検討することは、学問的にもまた実務的にも大いに意義のあることと考える。本稿の結果もふまえて、この分野の調査研究を一層進めていきたい。

(注1) UNIDO, *Manual on the Establishment of Industrial Joint-Venture Agreements in Developing Countries*, New York, 1971, 76 p. (桜井雅夫他訳「発展途上国における合弁契約書作成の手引」[『国際商事法務』第3巻第1号 1975年1月以降連載中])。

UNCTAD, *Restrictive Business Practices; Pre-*

*liminary Report by the UNCTAD Secretariat*, (U. N. [Doc.] LTD/B/C. 2/104, Corr. 1~4) Jan. 1971. (抄訳は公正取引委員会事務局経済部国際課仮訳『国際カルテルと輸出カルテル』44ページ)

合弁契約における出資比率と、諸々の契約における経営支配と利益との関係については、次の二つの論文を参照。

Vernon, Raymond, *The Operations of Multinational United States Enterprises in Developing Countries; Their Role in Trade and Development*, New York, United Nations, 1972. (『開発途上国におけるアメリカ多国籍企業の活動』[『エコフェ調査資料月報』1974年10月号]) および, De la Torre, José, "Foreign Investment and Export Dependancy," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 23, No. 1 (Oct. 74), pp. 133—150.

(経済協力調査室主任調査研究員)

## アジア経済研究所刊行

鈴木長年編

### アジアの経済発展と輸出指向工業化

双書223/A 5判/370頁/3800円

アジア諸国は近年経済発展の軸を輸入代替工業化から輸出指向工業化へ移す途を模索している。本書はアジア諸国の繊維、合板、プラスチック、電子、農機、肥料などの工業の実態を通じ、輸出指向工業化の問題点を巨視的、微視的に分析する。

徳田教之・辻村 明編

### 中ソ社会主義の政治動態

双書224/A 5判/279頁/2900円

本研究は比較政治学の立場から中ソ両国の国内政治における権力移行の動態を分析し、それぞれの社会主義観の特徴と対立点を抽出するとともに比較社会主義体制論のための理論的枠組の確立への手掛りを探ろうとする。

アジア経済出版会発売